

委託業務仕様書

1 業務の名称

インターネット上の人権侵害防止に係る SNS での啓発広告業務

2 目的

近年の急速な情報化の加速により、情報の流通範囲が広がり誰もが情報の発信者及び受信者となる中で、差別的な投稿や興味本位で投稿された情報により、差別が助長されるなど、身近で深刻な社会問題となっている。府民一人ひとりが情報発信に関する責任を自覚し、誰もが快適にインターネットを利用するため、利用者の多い SNS において、インターネット上の人権侵害に係る動画の掲載、又は指定するサイトへのリンクによる啓発を実施し、差別投稿を行う前に、啓発広告によって気づきを与えることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 広告の種類及び媒体

- ア 広告動画 YouTube
- イ 広告バナー LINE、X、Instagram

(2) 配信期間

- ア 令和8年8月1日～9月30日
- イ 令和8年10月10日～12月10日
- ウ 令和9年1月10日～3月10日

(3) 配信対象

- ア 年代及び性別：全世代・全性別
- イ 配信地域：京都府全域
- ウ 配信機器：スマートフォン、タブレット、パソコン

(4) 広告機能

- ア YouTube の動画を閲覧した際に、京都府が別途提供する広告動画を表示させるものとする。
- イ LINE、X、Instagram の画面に広告バナーを表示し、閲覧者がバナーをクリックすることにより、京都府が指定するサイトのページ（以下、「ランディングページ」という。）に移動するものとする。

(5) 広告条件

ア 広告動画

- ① 動画は15秒、HD画質、音声ありとすること
- ② 動画広告は「スキップ」できないようにすること

イ 広告バナー

- ① 広告に表示される画像データ（以下、「広告バナー」という）を複数作成し、広告掲載媒体の仕様に合わせて適切なサイズを複数用意すること
- ② 広告バナーのデザインは視認性が高く、閲覧者の興味・関心を引きやすいものを作成し、京都府の承認が得られるまで、必要に応じて複数回の校正を行うこと
- ③ SNS ごとにコンバージョンタグを設定し、クリック数等を確認できるようにすること
- ④ インターネット上の人権侵害の解消に係る施策を啓発する誘導コピー、配信元を記載した広告出稿にあたる原稿、その他広告配信に必要な作業を行うこと

ウ 配信元（ア及びイ共通）

「京都府・京都人権啓発ネットワーク協議会」とすること

(6) 広告掲載管理

上記期間内ごとに下記の視聴回数、クリック数を達成するよう運用・管理すること。視聴回数等が下回る場合は、配信期間の延長、他の媒体での補填など、設定した視聴回数等を達成するための方策を、京都府と協議の上、受注者の責任において実施すること

- ・ YouTube 視聴回数 100,000 回
- ・ LINE 5,000 回クリック
- ・ X 5,000 回クリック
- ・ Instagram 5,000 回クリック

5 履行場所

京都府文化生活部人権啓発推進室及び京都府が指定した場所

6 成果物の提出

(1) 広告バナーのデータ

- 4 (1) イに基づいて作成した広告動画及び広告バナーのデータを、メールにより提出すること

(2) 業務実績報告書

配信期間ごとに、終了後20日以内に業務実績報告書を作成し、インプレッション数、クリック数等の達成状況及び分析結果がわかる資料とともに提出すること

7 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、契約書及び仕様書に明示されていない事項は、京都府と協議の上、決定すること
- (2) 本業務を円滑かつ効果的に推進するための実施体制として、過去にインターネットを活用した広告業務を行った実績のある担当者を配置すること
- (3) 本業務に係る成果品及び著作権の一切は、府に帰属するものとする。
業務の遂行に当たり、第三者に権利が帰属する画像等を使用する場合など、著作権の使用料が発生する場合には、その使用に係る費用のすべてを委託金額内に含むものとする。また、契約期間終了後に京都府がその保有する広告媒体等を活用して事後啓発（活動実績の報告など）を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生する場合についても、そのすべてを委託金額内に含めること
- (4) 本業務の再委託は原則禁止とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に京都府と協議し承認を得ること
- (5) 契約期間はもとより、契約期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること